

平成26年度 第1回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成27年3月27日（金）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成27年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成27年3月27日(金)

午前10時より

場 所 (一財)道路管理センター千葉支部会議室

次 第

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 議 題

(1) 平成26年度実施内容について

(2) 商業施設周辺の放置自転車対策について

(3) 千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の見直しについて

(4) 平成27年度新規開設予定の自転車駐車場等について

(5) 自転車等放置禁止区域の拡大について

(6) その他

4 閉 会

<p>保科係長</p>	<p>午前10時00分 開会</p> <p>ただ今から「平成26年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本日の会議は公開といたします。</p> <p>傍聴される方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第18条第6号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>会議の開催に先立ちまして、土木部長の永名よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>永名 土木部長</p>	<p>(部長挨拶)</p>
<p>保科係長</p>	<p>本日もご出席の皆様には「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第19条第3項の規定に基づきまして市長より本協議会委員を委嘱させていただきます。</p> <p>委員の任期は平成28年6月6日までの2年間でございます。</p> <p>委員の皆様には、昨年6月7日付で委嘱状を発行しておりますが、会議開催時にお渡しする旨ご連絡させていただきました通り、本日委嘱状をご用意しております。</p> <p>なお、本来は委員の皆様にご覧に個々に交付させていただくところですが、会議時間の関係上、大変失礼とは存じますが、お手元のクリアファイルにてあらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、ご査収いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、本日もご出席いただきました委員のご紹介につきましては、お配りした出席者名簿と席次表をもって代えさせていただきます。</p> <p>なお、千葉市子ども会育成連絡会・田原 洋子 委員、公募委員・清水 亘 委員につきましては所用のため欠席となっております。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>(事務局職員紹介)</p> <p>それでは、会議をはじめさせていただきます。</p> <p>まず、規則第18条の規定により会長、副会長を委員の皆様から選出させていただきます。第1回ということでこの2年間の会長・副会長を決めたいと思います。</p>

<p>榛澤会長</p>	<p>会長並びに副会長を務めていただける方はいらっしゃいますでしょうか。 いらっしゃらないようですので、事務局から選出案を提示させていただいてよろしいでしょうか。 [異議なしの声] 異議がないようでしたので提示させていただきます。 会長は日本大学の榛澤委員様、副会長は千葉県交通安全推進協議会の鴻崎委員様 をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。 それでは、榛澤会長、鴻崎副会長には、それぞれ席の移動をお願いいたします。 榛澤会長と鴻崎副会長には任期中、本協議会の運営をお願いいたします。 それでは、正副会長を代表して榛澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
<p>保科係長</p>	<p>ありがとうございました。 議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。 会議次第、出席者名簿、席次表、各議題の資料、参考資料としての黄色い表紙の冊子「千葉県自転車等の駐車対策に関する総合計画」と「千葉県自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則」です。 以上でございます。よろしいでしょうか。 議事に移らせていただきますが、施行規則第5項により議長は会長が務めることとなっております。 それでは、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>榛澤会長</p>	<p>規定により議長を努めさせていただきます。 どうぞ、ご協力、よろしくお願ひします。 それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 千葉都市モノレール株式会社の木内委員と千葉県青少年育成委員会会長会の服部委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議題(1)平成26年度実施内容について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>須藤課長</p>	<p>議題(1)について、資料により説明。</p>
<p>榛澤会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見など</p>

保科係長	<p>ございますか。年1回ほどの会議ですので、忌憚のないご意見をお願いいたします。欠席委員からの意見等は出ておりませんか。</p> <p>事前に清水委員から本日の資料を見せてほしいとのお願いがありまして、お渡ししたところ、ご意見をいただきました。</p> <p>「電磁ロック式自転車ラックの導入について、機器の維持管理にコストがかかると推察されますが、導入するメリット、デメリットについて教えてください。」とのご意見がありました。</p> <p>電磁ロック式自転車ラックは、駐輪場の一時利用をされる方のために設置されているものでございます。これを導入する前は、一時利用というのは管理棟がある駐輪場で、管理棟営業時間の朝7時から夕方6時までの間で、一時利用券を発行することでご利用いただいております。しかしながら、営業時間外は受付ができなかったり、延長して利用するためにはその都度、管理棟に向いて一時利用券を購入しないといけないといった時間的な制限がある形ではございました。</p> <p>電磁ロック式自転車ラックは、24時間、機械的に入出庫の管理ができ、無人で料金精算ができるということで、利用者にとって利便性が高いというメリットがあると考えております。</p> <p>デメリットといたしましては、実際にもありますが、機械のロックが一時的に外れないとか、スムーズに精算が行えないということがございます。</p> <p>自転車対策課としてはメリットを活かし、電磁ロック式自転車ラックの導入を進めていきたいと考えております。</p>
榛澤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>資料1ページの下の写真が電磁ロック式自転車ラックですか。</p>
須藤課長	<p>はい。これが千葉駅北口第1自転車駐車場の写真でございます。千葉駅西口・東京寄りの階段下を利用し設置しました。水色に見える場所が精算機となります。</p> <p>自転車を停めて、出るときにこの精算機で精算し、出るようになります。</p>
榛澤会長	<p>ラックの空いている所に入れて、出る時にお金を払うことになるのですか。</p>
須藤課長	<p>はい。空いている場所に自由に停めていただき、出る時お金を払うことになります。管理棟の場合だと前払い、精算機の場合だと後払いみたいな形になります。</p>
榛澤会長	<p>ありがとうございました。</p>

委員代理 本郷氏	質問があります。 夜停めて次の日までまたがって使う場合はどうなりますか。
保科係長	基本的に古い精算機は入れてから24時間で課金するシステムとなっています。しかしながら、管理棟では1日単位でということで、新しいシステムについては12時をまたぐと課金されるものになっています。駅ごとに設置した年度が違うものですから、分けて使用しています。この差異については今後整理していきたいと思っています。
榛澤会長	よろしいですか。
委員代理 本郷氏	分かりました。
榛澤会長	他にご質問はございませんか。 ございませんでしたら、議題(1)平成26年度実施内容について、当協議会として了承することよろしいですか。 [異議なしの声] ありがとうございました。
	次に、議題(2)商業施設周辺の放置自転車対策について、事務局より説明をお願いします。
須藤課長	議題(2)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。何かご質問などございますか。
榛澤会長	資料7ページにあるツインビルというのは、県庁へ向かう公園の所のことですか。この千葉銀座商店街というのはどこですか。
須藤課長	はい。中央公園から県庁へ向かう道路です。 資料は添付していませんが、こちらでも民間駐輪場をやっています。
榛澤会長	それから、資料8ページの京葉銀行文化プラザに出る所の駐輪場で、12時間ごとに100円というのは地上の駐輪場ですか。

須藤課長	すべて地上の駐輪場です。
榛澤会長	それから、地下の機械式駐輪場がありますが、あれはここには載っていないのですか。
須藤課長	この資料は、あくまで歩道上で今回民間により設置された駐輪場の位置図となります。すでにある定期利用の駐輪場については、資料に載せておりません。
榛澤会長	分かりました。 他に何かございますか。
服部委員	今の千葉駅東口の路上駐輪場ですが、それは三越とかそういったところが設置したということですか。
須藤課長	そうです。こちらの周辺の商店街振興組合が設置しました。
服部委員	分かりました。
永名土木部長	もう少し説明をいたしますと、商業施設の利用者が明らかに多いという所に、千葉市が税金をかけて駐輪場を整備するのはやはり一つ問題があって、個人の営業利益を助長するような懸念がありまして、商業施設が目前にある所にその利用者のために提供するのは難しい。ただ、道路を占用させるので、公共の利益にならなければならないという意味で、一つの会社に占用を許可することはできないので、周りの商業施設からの組合とか、全体の公益にあたるという判断のものでそれぞれの会社には許可せず、組合を作っていただき、それで特別に許可するという方法をとっております。
服部委員	分かりました。
榛澤会長	ご説明、ありがとうございました。他にございませんでしたら、議題(2) 商業施設周辺の放置自転車対策について、当協議会として了承することによろしいですか。 [異議なしの声] ありがとうございました。 次に、議題(3)千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

須藤課長	議題(3)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 今、議題(3)千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の見直しについて、説明していただきましたが、これにつきまして何かご意見などございますか。
服部委員	返還が求められそうな借地駐輪場というのは、返してくださいと請求があつてからどれ位の期間で返さなければならないのですか。
須藤課長	平成25年7月頃に都賀駅で返してほしいと言われ、土地を返還することになりました。それで地主さんが違う場所を貸してくれましたが、そこだけでは収容台数が不足してしまうので、他の土地も借りて駐輪場を整備しました。
服部委員	では、請求から返還まで1年もないということですか。
須藤課長	期間は1年もなかったですが、自転車対策課としても情報を得るために毎年のように地主さんの所へ行き、返還を希望するなら早めにお知らせくださいと話しております。
服部委員	契約を更新しないとわれればそれまでになってしまうのですね。
須藤課長	そうです。でもそうすると、どうしようもなくなってしまいます。それが一番苦しいところです。
榛澤会長	皆様方の協力を得ながら、駐輪場を整備・運営しているということですね。
須藤課長	そうです。地域や駅周辺の方々の方々の協力で成り立っているのですが、突然返還となると、放置自転車等が増え、駐輪場の運営が成り立たなくなることも考えられます。ですから、そういった事態を解消すべく、少しでもそういう話があったときは、駐輪場の立体化の方も検討しなくてはならなくなります。立体化するにしても、設計・施工で2年位かかりますし、施工中に自転車をどこに置くのかを考えなくてはなりません。
榛澤会長	いろいろ試行錯誤しながら、駐輪場整備を行っていることを説明していただきましたが、他に何かございますか。

鳥越委員	はい。資料10ページに（2）見直しの視点 7）買い物客などの一時利用による放置自転車対策として、民間管理の路上駐輪場の導入を図るための制度を作成すると書いてありますが、先ほど説明していただいた千葉駅の三越前と同じようなものを作るということですか。
須藤課長	民間管理の路上駐輪場の導入を図るための制度を確立するということです。今現在も運用で動いていますが、制度が確立していないので、その辺を策定するということです。
鳥越委員	ここに検見川浜駅と書いてありますが、イズミヤの前とか、間隔の狭い所など、民間業者が仮にやるとしても大変なことだと思います。この間も支店長と会って話をしたのですが、自分の所で一生懸命やるつもりだと言っていますが、なにしろ空き地が無いものですから、あれ以上のことはできないのではないかと。
須藤課長	イズミヤさんの支店長さんも話の分かる方で、話をするとすぐやってくれる方で、うちの方の駐輪場も一部空いているので、道路占用みたいな使い方で、うちとしては検見川浜駅はまだ放置自転車が多いので、もう少し整理していきたいと考えています。
鳥越委員	広い駐輪場もありますからね。あれももう少し利用してもらおうと助かりますよね。
永名土木部長	そうですね。 ここで制度という表現をしたのですが、道路占用して民間の駐輪場を運用させるという制度を、いきあたりばったりではなく、全体を把握し、こちらから積極的に動こうという駐輪場はどこに配置したらいいのかというのを計画の中で一定の量を定めていきたいという意味で作りたいということ。で、ここで大きく変更したのは、今までは停めないで下さいという発想しかなかったが、停めないで下さいといっても停めるのであれば、停めさせようと。だから、本末転倒にならないように歩行者の安全が確保できる空間があればよいだろうと。まあ、そういう風に方向を少し変えていきたいと思っております。
委員代理 本郷氏	それについては、何か告知看板みたいな物を出しているのですか。道路を使うことについて、住民にわかるように告知看板みたいな物を出しているのですか。その辺はどうですか。ここは道路であるけれど、このように使っていますというような告知義務はあるのですか。

保科係長	いわゆる一般の公共用地である道路であるけれど、民間に使わせていることに対して何か説明書きみたいなものがあるかですか。
委員代理 本郷氏	そうです。こういうことをやっていますというような。
保科係長	こういう取り組みの一つですとピーアールするということですか。
委員代理 本郷氏	放置禁止区域はここですという告知をしなければいけないですよね。
須藤課長	放置禁止区域については告知をしています。
委員代理 本郷氏	そうですね。やっていますよね。こういうところを何か告知とかしなくていいのですか。
保科係長	民間に貸し出していますと。こういう形で協力、協力というわけではないが、自分たちのお客様の駐輪場かもしれないですが、こういう取り組みの一つですということですかね。今のところ、まだそこまでのピーアールはしていません。
委員代理 本郷氏	分かりました。
榛澤会長	よろしいですか。
委員代理 本郷氏	はい。
榛澤会長	他にございますか。
保科係長	先ほどもありましたが、欠席されている清水委員からの意見がありました。 「千葉市においては商業施設周辺の放置自転車対策に力を注いでいると理解しています。現在も残る放置自転車の存在について、現在整備されている駐輪場は十分に利用されているうえで、なお放置自転車が存在するのか、それとも空きがあるにもかかわらず、放置自転車があるのか。」というご質問をいただきました。 それともう一つ、「千葉市では駐輪場計画が絶えず見直しを迫られる傾向にあると

感じます。千葉市長は自転車のまちづくりを推進しています。これにより今後、日常の自転車利用者は増える可能性があります。現状の動態に合わせて、自転車駐輪場の増減を決めるのは、長期的な視点からは利用者のメリットが減るような印象がありますので、慎重にお願いしたいと思います。日本では鉄道利用のため、駅周辺に自転車で乗り付ける自転車利用者が多くいます。そのため鉄道事業者が駅に自転車と呼び寄せているともいえます。その観点からすると、鉄道事業者は駐輪場整備に対してもっと中心的な役割を担ってもよいと感じるが、現状はいかがでしょう。もっと言えば、商業施設管理者に対するのと同じように、鉄道事業者も鉄道利用者のために自らの敷地内に整備を進めても良いような印象を持ちます。」とのご意見がありました。

で、市営駐輪場に空きがあるとしても放置があるのかということですが、千葉市の駐輪場は買物するにしても、1日100円かかってしまうので、1、2時間しか買物しないのという方には、非常に料金に対する抵抗が大きいと私どもは考えていまして、確かに駐輪場の一時利用の部分には空きがありますが、それでも商業施設の前には放置自転車がありますので、やはり料金抵抗が今のところ非常に大きな問題であるかもしれないと考えています。

ですので、民間駐輪場という形で商店街が2時間まで無料とか、料金をフレキシブルに設定できますので、今後は路上などをうまく活用していただいて、買物客のために駐輪場を整備していくといった取り組みを説明していきたいと考えています。

それと、現在の利用状況で駐輪場の収容台数を決定することは長期的に市民に不利益を生じさせるのではないかというところに関しましては、実態としては海浜幕張駅のようなところで若葉住宅地区というものがありますが、そういった大規模な開発を計画している所は、総合計画に見込んでいくつもりですので、詳細な駐輪需要に対しては慎重に対応していきたいと思っています。

あと一点ですね、鉄道事業者さんに対して積極的にというようなご意見でございます。こちらに関して、条例といたしましては鉄道事業者さんに附置義務等は課せられておりません。しかしながら、こういった市の駐輪対策には協力をすることと義務付けられておりまして、引き続きご協力の方をお願いしたいという風に考えております。

また、鉄道事業者さん、関連会社さんに、附置義務、特に駐輪場を作ってくださいとお願いをしているところで、法的なものはありませんが、我々の要請などを含めて一時利用の買物用の駐輪場を作っていただくなどのご協力をいただいております。西千葉駅北口、海浜幕張駅、稲毛駅、京成千葉中央駅、そういったところは、鉄道事業者さんにも駐輪場を作っていただき、ご協力をいただいております。以上になります。

榛澤会長	では、京成さんの方で何か付け加えることがあったらよろしくお願いします。
委員代理 本郷氏	私どもも、京成電鉄といたしましても条例に基づき、行政さんと協力させていただきながら、空いているスペースがあればまた駐輪場としてやっております、私どもは6箇所1,300㎡、約1,000台の駐輪場を千葉市さんと協力しながら、皆さまに使っていただいているという状況でございます。
榛澤会長	ありがとうございました。 では、この議題(3)につきまして他にご質問ございませんか。はい、どうぞ。
古谷委員	ここで6時間100円とか12時間100円とかと書いてありますが、車だと駐車券をいただきますよね。自転車でもそういうものがあるのですか。
保科係長	今の民間の駐輪場は、ラックに入れるとランプがついて、その時から課金され、その時間を精算機が自動的に計算します。
古谷委員	それで、精算機で精算するということですか。
保科係長	はい。
古谷委員	あ、そうですね、精算機で時間を計るので、別に駐車場の証明書みたいのはいらないのですね。
保科係長	ゲート式の駐車場ですと券が出ますけれど、もう一つのコインパーキングで下が上がってくるタイプのは後で精算するもので、これと同じになります。
古谷委員	そういうのが街頭にあると、結構、そういう設備を作るのにもお金がかかるということですか。
保科係長	そうです。
古谷委員	そこに停める台数というのは、決められてしまうということですか。 千葉の駅前とか、駐輪場を作るとなると、台数は、そういう機械があるので、機械の数だけしか停められないということになるのですよね。
保科係長	そうですね。決まってしまう。

古谷委員	ありがとうございます。
榛澤会長	あの、今の例ですと、そごうの前ですね。そごうの所もやはり、自動のラックがあって、そこで精算するようになっています。
古谷委員	分かりました。
榛澤会長	では、議題(3) 千葉県自転車等の駐車対策に関する総合計画の見直し について、当協議会として了承することよろしいですか。 [異議なしの声] ありがとうございました。
	では次に、議題(4)平成 27 年度新規開設予定の自転車駐車場等について、事務局より説明をお願いします。
須藤課長	議題(4)について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。今のご説明に対して、何かご質問、ご意見などございますか。はい、どうぞ。
服部委員	あの、先ほど説明のあった地下歩道は、危なくないように防犯カメラとかを考えてほしいと思っています。
須藤課長	そちらの方は考えております。 そういったものも計画に入れていきたいと思っています。
服部委員	これが基になると思うので、まあ、駐輪できれば人が多くなると思いますが。
須藤課長	今度、約 930 台予定しているので、それなりの人が通ると思います。ただ、防犯というか、監視カメラの方は考えていきたいと思っています。
服部委員	できれば、お願いします。
榛澤会長	よろしいですか。では、後藤さんどうぞ。
委員代理	私、小林の代わりに出席している後藤と申します。

後藤氏	今、ご説明のあった資料12ページの都賀駅の自転車駐車場の関係で、JRの方で線路脇のフェンスの工事を施工するというので、その手続きが遅れて、千葉市さんに大変ご迷惑をおかけしたことをこの場でお詫び申し上げます。
須藤課長	フェンス工事はもう終わってですね、うちの方はいつでも工事に入れるようになっておりますが、うちの方も予算の関係上、次年度に整備することとなりました。
榛澤会長	この第7というのがそうですか。
須藤課長	そうです。
榛澤会長	第8は別ですよ。
保科係長	先ほど、こちらの資料で、東側の線路沿いの2箇所を都賀駅第7自転車駐車場、また、西口側になりますが、一時利用の駐輪場ということで、こちらの方については都賀駅第8自転車駐車場といいます。西口の方は、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、植栽帯がありますよね。その植栽帯の部分を撤去して駐輪場を考えております。で、こちらは新たに都賀駅第7、第8という名前ができますので、また次年度、条例施行規則に名前が載るような条例規則改正を併せて進めさせていただきます。
榛澤会長	そうすると、総合計画には新しい駐輪場が載るということですか。
保科係長	はい。そうなります。
榛澤会長	他に何かございますか。
永名土木部長	先ほど、JRさんからお答えいただきましたが、実は今、駐輪場整備しようとしている所は鉄道の用地の中で、ここをお貸しいただけるというのはJRさんにとってはすごく英断をしていただいたと思っております。運行中の安全を第一優先しなければいけない鉄軌道会社の方に、線路の中に入っているような形で駐輪場の整備について、協議させていただいたところ、ご承諾いただきましたので、逆にこちらからお礼を申し上げたいと思います。 もう一つですね、誤解があってはいけないと思ひまして、先ほど説明しました資料11ページの一番下の3の千葉駅東口第1、第5に関わる説明の中で、概要等の千葉駅東口地区第一種市街地再開発事業という表現をしております。また、供用開

	<p>始を平成28年度末予定と記載しております。確かに今、千葉駅東口で再開発事業を計画しております、進めております。ただ、法的にまだ事業認可されているものではございませんので、そこは一つご理解をいただきたいと思います。まだ決まったものでもありません。ただ、ほとんど前向きに動いています。それがもう決まっているとの誤解をしてしまうと、いろいろ事業の方に支障をきたすことになるかもしれないので、ご説明をさせていただきます。そして、それに伴って、平成28年度の予定というのも増えるということがあり得るので、事業が進むにおいて駐輪場の施設を一番最初に行わなければならないので、設計をしておきますという風に理解していただけるとありがたいです。</p> <p>なお、設計は組合設立後に入ります。</p>
榛澤会長	<p>下の方の千葉駅西口の方もずれ込むことがあるのですか。</p>
須藤課長	<p>千葉駅西口の方も今、ウエストリオの方は供用開始されていまして、今度はB棟という、もう一つの再開発ビルを建てるのに、うちの方の保管場と駐輪場がございまして、その移設の関係で設計・工事に入る予定でございます。</p>
委員	<p>今の予定が変わる可能性があるのですか。</p>
須藤課長	<p>今のところ、変わる予定はないです。</p> <p>うちの方も遅れるかどうかの情報はつかんでおりませんが、病院が入ると新聞報道等をされていたかと思いますが、そちらでまだ正式に決まっていないということで、ある程度、事業進捗に合わせてうちの方も設計・施工に入っていきますので、あくまでも予定という形で理解いただけたらと思います。</p>
榛澤会長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。</p>
保科係長	<p>はい。また、清水委員からのご質問がございます。</p> <p>一つ目は、「鎌取駅北口に電磁ロック式自転車ラックが整備されるとあり、期待しています。一方南口では同ラックが撤去されているが、どのような理由によるものでしょうか。」です。</p> <p>二つ目は「千葉駅西口では再開発が進んでいます。商業施設もでき、集客が望めると感じます。自転車利用者による商業施設への回遊が見込まれることから、商業施設管理者による自転車駐輪場整備はメリットがあると考えますが、整備は進む見込みでしょうか。まちづくりという観点において、自転車の回遊性を生かして、お客</p>

	<p>さんを増やすということは、多くの実績が紹介されていると思います。商業施設管理者にはもっと積極的にかかわってもらっても良いと思います。」といったご意見がありました。</p> <p>質問の一つ目の鎌取駅南口のラック撤去の理由ということですが、ここにあったラックは元々定期利用として使っていたのですが、定期利用ですと個人の使用するラックが番号で固定されてしまい、一人一ラックということになって、いわゆる使わないときは空きっぱなしで誰も停められないというような状況になってしまう問題と、あと、場所が固定されるということで、ムクドリの糞が落ちるといった苦情がありまして、電磁ラックとして使っていたのですが、電源を切って、自由に使える形にしました。そこで、電磁ラックとして使っていないということになりましたので、先ほど紹介させていただいた千葉駅北口の電磁ラックに再利用という形で使用するため撤去したということになります。</p> <p>それと、西口の再開発の進捗に合わせて、商業施設設置者による駐輪場整備が見込めるのかということですが、新しくできるB棟については附置義務が適用されますので、こちらの方については、商業施設の方での駐輪場整備をしていただくこととなります。その他、やはり、駅前広場ということで余裕のあるスペースがありますので、そういったところに商店街組合など設立していただいて、路上の駐輪場の占用というのも検討できると考えております。</p>
<p>榛澤会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、議題(4)平成27年度新規開設予定の自転車駐車場等について、特にご意見など無ければ、当協議会として了承することによろしいですか。</p> <p>[異議なしの声]</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>須藤課長</p>	<p>次に、議題(5)自転車放置禁止区域の拡大について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議題(5)について、資料により説明。</p>
<p>榛澤会長</p>	<p>ありがとうございました。今、ご説明された内容で何かご質問などございますか。</p> <p>これは、拡大についてパブリックコメントを行いますか。それとも、このまま決定となるのですか。</p>
<p>須藤課長</p>	<p>うちの方は、拡大する部分について、放置禁止区域に入れますという公告をしな</p>

	ければいけない。
榛澤会長	例えば、要望というのは受け入れていただけるのですか。反対意見があった場合はどうするのですか。
保科係長	基本的に放置がされている実態を見て、本協議会でご理解をいただいたうえで、公告をします。それまでは、予告などはしません。ただ、看板でこの周辺は何月何日から放置禁止区域になりますといったものは現地に張り出しております。
榛澤会長	よろしいでしょうか。議題(5)自転車放置禁止区域の拡大について、特にご意見など無ければ、当協議会として了承することよろしいですか。 [異議なしの声] ありがとうございました。
保科係長	すいません。資料15ページでピンク色に着色してあるところが、これから民間設置の駐輪場を促していきたいと思っている箇所になりますが、ここも含めて、放置禁止区域に編入しようと考えております。説明が抜けてしまいました。申し訳ございません。
榛澤会長	ということは、ピンク色のところも入るということですか。
保科係長	そうです。
榛澤会長	どうもありがとうございました。 では、議題(6)その他について、事務局からございますか。
須藤課長	特にございません。
榛澤会長	分かりました。では、予定の議題につきましてはこれで終了させていただきますが、皆様方、何かご意見などはございますか。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 委員皆様方から本協議会の議題に対する活発なご意見をいただき、有意義な会議であったと思います。 事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生活環境の保全と都市機能の維持」を図ることを達成していただきたいと願っております。

保科係長	<p>す。</p> <p>本日、ご出席いただきました委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご意見をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様方のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>これで議題を全て終了いたしましたので、事務局の方に進行をお返しします。</p> <p>では、これもちまして、「平成26年度第1回千葉県自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午前11時30分 閉会</p>
------	--

上記、会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)